平成１９年（再イ）第２１号
鳥取市鹿野町鹿野1153番地８
再生債務者　橋本　圭史
１　主文　本件再生計画を取り消す。
２　理由の要旨　平成20年３月24日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成24年３月27日　　鳥取地方裁判所民事部

平成１９年（再イ）第１７９号
埼玉県八潮市大字伊草335番地２　ミドリハイツ101号
再生債務者　神戸美智恵
１　主文　本件再生計画を取り消す。
２　理由の要旨　平成20年５月21日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成24年３月27日
さいたま地方裁判所越谷支部再生係

平成２０年（再イ）第６号
静岡県賀茂郡松崎町雲見379番地の２
再生債務者　高橋　孝行
１　主文　本件再生計画を取り消す。
２　理由の要旨　平成21年３月９日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成24年３月26日　静岡地方裁判所下田支部

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２３年（再イ）第１３９号
埼玉県川口市元郷２丁目15番１―304号　エルザタワー55
再生債務者　木場　克彦
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成24年３月26日
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２３年（再イ）第１０８号
宮城県亘理郡亘理町逢隈字郡90番地
再生債務者　川名　　剛
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成24年３月27日
仙台地方裁判所第４民事部

平成２３年（再イ）第６４号
京都府城陽市富野北垣内１番地の62
再生債務者　竹嶋　勝治
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。
平成24年３月27日
京都地方裁判所第５民事部再生係

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２４年（再ロ）第１号
埼玉県春日部市大沼６丁目99番地６
再生債務者　工藤　　誠
１　決定年月日時　平成24年３月23日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年４月13日まで
４　一般異議申述期間　平成24年４月27日から平成24年５月７日まで
さいたま地方裁判所越谷支部再生係

平成２４年（再ロ）第５号
札幌市中央区南９条西12丁目１番35号　竹村コーポ202号
再生債務者　大宮　理香
１　決定年月日時　平成24年３月27日午前11時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年４月17日まで
４　一般異議申述期間　平成24年５月１日から平成24年５月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（再ロ）第１号
鳥取県鳥取市立川町２丁目179番地
再生債務者　児島　佳子
１　決定年月日時　平成24年３月27日午前10時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年４月17日まで
４　一般異議申述期間　平成24年５月１日から平成24年５月８日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２４年（再ロ）第１００２０号
埼玉県さいたま市見沼区春岡３―14―22
再生債務者　関　　昌弘
１　決定年月日時　平成24年３月23日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年４月20日まで
４　一般異議申述期間　平成24年５月７日から平成24年５月25日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再ロ）第１００２１号
東京都大田区田園調布南22―12―401
再生債務者　恒任　康之
１　決定年月日時　平成24年３月26日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年４月23日まで
４　一般異議申述期間　平成24年５月７日から平成24年５月28日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再ロ）第６号
長野県塩尻市大門田川町150番地82
再生債務者　中村　公司
１　決定年月日時　平成24年３月26日午前10時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年４月23日まで
４　一般異議申述期間　平成24年５月７日から平成24年５月14日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（再ロ）第１６号
大阪府茨木市真砂１丁目13番12号
再生債務者　桐島　広行
１　決定年月日時　平成24年３月26日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年４月23日まで
４　一般異議申述期間　平成24年４月26日から平成24年５月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（再ロ）第１３号
堺市中区土塔町3165番地　ブリーズＫ203号
再生債務者　渡辺　由紀
１　決定年月日時　平成24年３月26日午後４時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年４月23日まで
４　一般異議申述期間　平成24年５月１日から平成24年５月14日まで
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２３年（再ロ）第１０１１１号
東京都墨田区押上２―１―１―603
再生債務者　鈴木　幹夫
１　意見聴取に付する再生計画案　平成24年２月20日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成24年４月９日まで
平成24年３月26日
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再ロ）第１０１１９号
埼玉県川口市大字安行原1857―15
再生債務者　金石　　優
１　意見聴取に付する再生計画案　平成24年３月21日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成24年４月９日まで
平成24年３月26日
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再ロ）第８号
大分市大字千歳379番地の１
再生債務者　豊田　恭一
１　意見聴取に付する再生計画案　平成24年３月２日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成24年４月16日まで
平成24年３月26日
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（再ロ）第２３号
大阪府松原市三宅中４丁目６番35号
再生債務者　大釜こと池田こと　宮崎　美輝
１　意見聴取に付する再生計画案　平成24年３月９日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成24年４月23日まで
平成24年３月26日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成２３年（再ロ）第２８号
北海道恵庭市島松旭町３丁目１番２号
再生債務者　坂井　浩行
１　意見聴取に付する再生計画案　平成24年３月21日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成24年４月24日まで
平成24年３月27日
札幌地方裁判所民事第４部